

# Financial Services Tax News

Financial Services Tax Group

January 2005

私たち税理士法人中央青山は、全世界144カ国に12万人のスタッフを擁する世界最大級の会計事務所プライスウォーターハウスクーパース(PwC)の日本におけるメンバーファームです。日本最大級のタックスアドバイザーとして、公認会計士、税理士等約300人のスタッフから成る専門家集団であり、そのうち約70名が金融部に所属しています。PwCのグローバルネットワークの価値を最大限に活用しつつ、日本を拠点として世界を舞台に事業展開される企業にValue for Moneyとしてご満足いただけるサービスを提供することが私たちの理念です。

本Tax Newsでご紹介するのは、一般的な事例を前提としておりますので、個別案件への応用またはより専門的な案件の取引への取組に際しましては、是非私どもの金融部を皆様の良きパートナーとしてご利用下さい。

プライスウォーターハウスクーパース  
税理士法人中央青山 金融部

〒100-6015  
東京都千代田区霞が関3丁目2番5号  
霞が関ビル15階  
電話 : 03-5251-2400(代表)  
<http://www.pwc.com/jp/tax>

\*connectedthinking

© 2005 PricewaterhouseCoopers. All rights reserved. PricewaterhouseCoopers refers to the network of member firms of PricewaterhouseCoopers International Limited, each of which is a separate and independent legal entity. \*connectedthinking is a trademark of PricewaterhouseCoopers.

## 平成17年税制改正大綱

2005年1月17日平成17年税制改正大綱が閣議決定されました。この改正案および海外投資家に与える影響については最近の新聞記事でも報道されており、金融業界としても対応が急務となっています。今回のタックスニュースでは、今回の税制改正案の一部詳細および金融業界に対する影響に関してご説明したいと思います。

これらの改正案にかかる法令や政省令は公表されていませんので、詳細に関しては、これらが公表されたときにより明確になると思われまます。

金融業界において特に重要と思われる改正案で、今回紹介するものは以下のとおりです。

1. 非居住者および外国法人にかかる事業譲渡類似株式の譲渡益課税
  2. 民法組合等の利益の分配にかかる20%の源泉徴収制度の導入
  3. 組合投資から生ずる損失の利用制限
  4. 外国投資家にかかる不動産化体株式の譲渡益課税制度の導入
1. 非居住者および外国法人にかかる事業譲渡類似株式の譲渡益課税

日本の現行法においては、恒久的施設を有しない外国法人および非居住者は、以下の要件に当てはまらない限り、内国法人株式等の売却にかかる譲渡益に関して課税されないこととされています。

非居住者または外国法人が譲渡の日の属する年度において、その株主である非居住者や外国法人とその特殊関係株主等がその内国法人の発行済株式総数の5%以上に相当する数を譲渡したこと、かつ  
非居住者または外国法人が譲渡の日の属する年度終了の日以前3年内のいずれかの時において、その株主である非居住者や外国法人とその特殊関係株主等がその内国法人の発行済株式総数の25%以上に相当する数を所有していたこと

税制改正大綱は、上記の要件を拡大し、課税対象を広げることを狙いとしています。海外投資家がパートナーシップまたはこれに類するビークルを通じて内国法人株式等を所有する場合、上記要件の判断は、ビークルレベルではなく投資家レベルで行われます。税制改正大綱によると、非居住者または外国法人が、民法上の任意組合その他これに類する契約(外国におけるこれらに類するものを含む。以下「民法組合等」)を通じて内国法人の株式を所有する場合には、「特殊関係株主等」の範囲に、その民法組合等の他の組合員が加えられます。

### PwCコメント

この改正案では、パートナーシップまたはこれに類するビークルが内国法人の25%以上の株式等を取得した場合に、これらのビークルに参加している各海外投資家(非居住者または外国法人)が、上記の要件判定において25%以上の株式等を有しているとみなされてしまうという影響があります。したがってこれらの投資家は、日本国内に恒久的施設を有していない場合でもこれらの株式等の売却について課税される可能性があります。現行、日本国内に恒久的施設を有しない非居住者の投資家については累進課税の税率で、日本国内に恒久的施設を有しない外国法人投資家については30%の税率で株式等の譲渡益が課税されます。

## **2. 民法組合等の利益の分配にかかる20%の源泉徴収制度の導入**

現行法においては、任意組合またはそれに類する組合からの利益の分配は源泉徴収の対象とはされていません。課税されるべき国内源泉所得を有する非居住者または外国法人の任意組合員は、日本において確定申告書を提出し、所得を申告しなければなりません。

税制改正大綱によると、民法組合等の組合員(非居住者または外国法人)が、当該民法組合等が国内で行う事業から生ずる利益で申告納税の対象とされている利益の分配を受けるときは、その受けるべき利益の分配については、20%の税率により源泉徴収されることになります。

この源泉徴収は、当該民法組合の利益の分配が行われた日または当該利益の分配にかかる各計算期間の末日の翌日から2月を経過する日のうち、いずれか先に到来する日に行われます。

### PwCコメント

この改正案は、国内において事業を行う民法組合等に対してのみ影響があります。この「国内において事業を行う」という意味はまだ明確にされていませんが、民法組合等が国内に恒久的施設とされる事業を行う一定の場所または代理人を有する場合を意味するのではないかと考えられます。これは、この源泉徴収制度が新たな課税ではなく、これまで申告納税をすべきであったにもかかわらずしなかった組合員等から徴税するための手段であるという財務省担当者のコメントからも考えられることです。現状、誰が源泉徴収義務を負い、どのように執行されるのかは明確ではありません。

### 3. 組合投資から生ずる損失の利用制限

税制改正大綱によると、民法組合や匿名組合等の組合員たる個人投資家および法人投資家は、組合等からの損失を他の日本における所得と通算することが認められない可能性があります。これは以下の場合に適用されます。

不動産所得を生ずべき事業を行う民法組合等の個人組合員

不動産所得を生ずべき事業を行う民法組合等の個人組合員の、当該組合等にかかる不動産所得の金額の計算上生じた損失については、なかったものとみなされることとなります。不動産所得には不動産の貸付による所得だけでなく船舶や航空機の貸付けからの所得も含まれます。

ただし、個人の組合員が組合の意思決定や執行に関与している場合には、この規定の適用はありません。

任意組合や匿名組合等の法人組合員

- a) 組合債務の責任の限度が実質的に組合資産の価額とされている場合等には、その法人組合員に帰属すべき組合損失のうち当該法人組合員の出資の価額として計算される金額を超える部分の金額は、損金に算入されません。
- b) 組合事業にかかる収益を保証する契約が締結されていること等により実質的に組合事業が欠損にならないことが明らかな場合には、その法人組合員に帰属すべき組合損失の全額が損金の額に算入されません。

ただし、法人組合員が組合の意思決定や執行に関与している場合には、この規定の適用はありません。

#### PwCコメント

個人組合員については、この規定は、組合事業から生じた損失を他の所得と損益通算することを認めないことを主な目的とするものであり、適用は個々の事情により決定されます。最近報道されている事例によれば、このような損失は、組合員が事業に積極的に関与しているのでなければ他の所得と相殺することはできないとされています。法人組合員については、所得分類ではなく負担するリスクにより適用の有無が判断されるとい違いはあるものの、同様の考え方に基づくものです。

### 4. 外国投資家にかかる不動産化体株式の譲渡益課税制度の導入

その主たる資産が不動産から成る一定の法人および信託に対する投資にかかる非居住者または外国法人の株式譲渡所得を、その株式持分比率にかかわらず日本において課税対象とすることが提案されています。この改正案の対象となるのは、以下の譲渡によって生じる所得です。

国内にある不動産が総資産の50%以上を占める法人の発行する株式等  
または  
国内にある不動産が信託財産の価額の総額の50%以上を占める特定信託の受益権

## PwCコメント

この改正案により、日本の不動産を主たる資産としている法人および信託に投資するファンドが影響を受けます。しかしながら、ファンド自体またはファンドの投資家(ファンドがパススルーである場合)が、日本と租税条約を締結している国の居住者である場合で、当該租税条約が内国法人の株式の譲渡所得について源泉地国免税を規定しているときは、上記改正による影響は受けないものと思われます。

## 平成17年改正案の施行日

以上の改正を含む法案が国会で可決された場合、施行日は以下のように見込まれます。

改正案	施行日
1. 非居住者および外国法人にかかる事業譲渡類似株式の譲渡益課税	非居住者:平成18年分以後の所得税について適用 外国法人:平成17年4月1日以後に開始する事業年度の法人税について適用
2. 民法組合等の利益の分配にかかる20%の源泉徴収制度の導入	平成17年4月1日以後に開始する計算期間にかかる利益の分配について適用
3. 組合投資から生ずる損失の利用制限	個人組合員:平成18年分以後の所得税および平成19年以後の個人住民税について適用 法人組合員:平成17年4月1日以降に締結される組合契約について適用
4. 外国投資家にかかる不動産化体株式の譲渡益課税制度の導入	非居住者:平成18年分以後の所得税について 外国法人:平成17年4月1日以後に開始する事業年度の法人税について適用

より詳しい情報につきましては下記担当者にご連絡ください。

パートナー	藤本幸彦	03-5251-2423	sachihiko.fujimoto@jp.pwc.com
	大石克洋	03-5251-2565	katsuyo.oishi@jp.pwc.com
	松田結花	03-5251-2556	yuka.matsuda@jp.pwc.com
	飯村鉄雄	03-5251-2834	tetsuo.iimura@jp.pwc.com
	鬼頭朱実	03-5251-2461	akemi.kitou@jp.pwc.com
	レイモンド・カーン	03-5251-2909	raymond.a.kahn@jp.pwc.com
ディレクター	スチュアート・ポーター	03-5251-2944	stuart.porter@jp.pwc.com
シニア・マネージャー	高木宏	03-5251-2788	hiroshi.takagi@jp.pwc.com
マネージャー	高野公人	03-5251-2698	kimihito.takano@jp.pwc.com
	鈴木宏子	03-5251-2156	hiroko.suzuki@jp.pwc.com
	鈴木俊二	03-5251-2483	shunji.suzuki@jp.pwc.com
	中村賢次	03-5251-2589	kenji.nakamura@jp.pwc.com
	川崎陽子	03-5251-2450	yoko.kawasaki@jp.pwc.com
	荒井圭子	03-5251-2771	keiko.arai@jp.pwc.com